

第1章 計画策定の背景

1. 1 計画の趣旨

人口減少・超高齢社会が到来する中、総務省の自治体戦略2040構想研究会から「地方自治体においても2040年頃には労働力の深刻な供給制約を受けるため、今までの半分の職員数でも担うべき機能が発揮される仕組みを構築する必要がある」との提言が示されました。

また、Society 5.0（超スマート社会）の到来に伴い、AIやIoT、RPA等の技術革新が加速し、社会に大きな影響を与え始めるとともに、災害リスクの高まりや老朽化したインフラの増加など顕在化している課題に加え、新型コロナウイルス感染症対策に伴う行政サービスのデジタル化の遅れといった新たな課題も生じています。

これら多様な課題に対応するためには、高度なデジタル技術を活用し、効率的に市民サービスを提供できるスマート自治体への転換が求められています。

本市においては、景気低迷や人口減少により市税収入が減少傾向にある中、人件費などの経常的に支出される経費に加え、高齢者福祉や障害者福祉、子育て支援などに関する社会保障経費が増加しており、財政状況は非常に厳しいものとなっています。

こうした状況下にあって、本市は第4次狭山市総合計画で将来像として目指している「緑と健康で豊かな文化都市」を実現するために、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組み、情報システムの最適化による効率的な行政運営を推進し、限られた経営資源の中で市民サービスの向上を図っていきます。

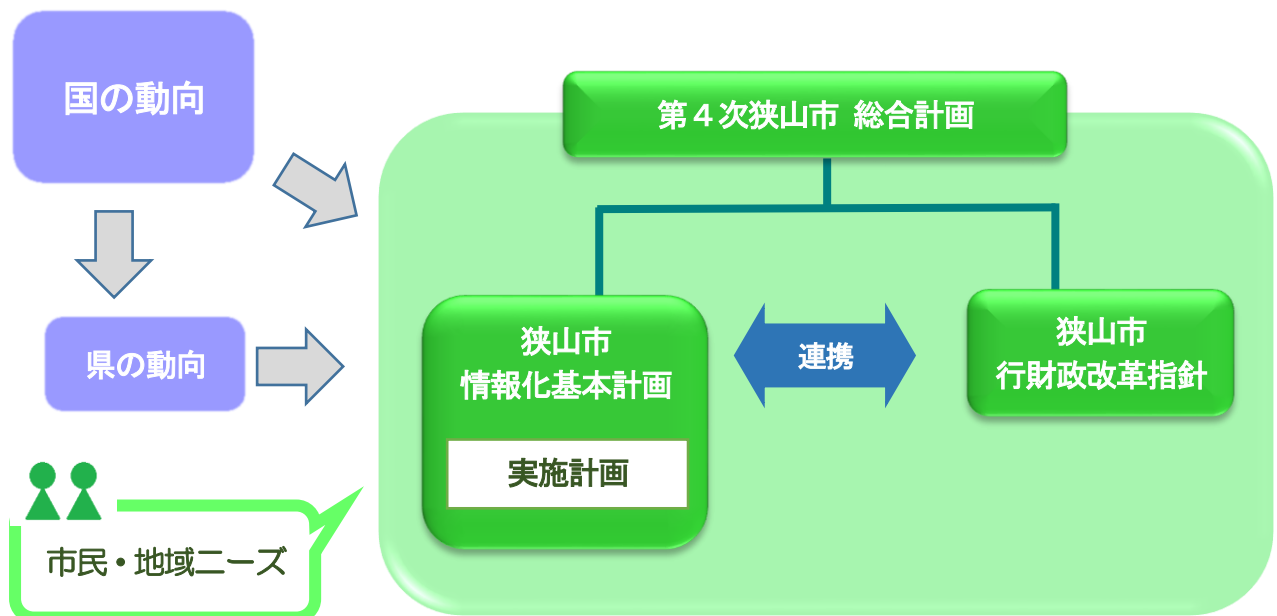
今後も質の高い市民サービスを提供するために、従来の枠組みを抜本的に見直したスマート自治体への転換を推進することを目的とした「第3次狭山市情報化基本計画」を策定します。

1. 2 計画の位置付け

本計画は、国や県の最新動向を踏まえ、更に市民・地域ニーズを反映させるものとし、本市においては第4次狭山市総合計画を上位計画として、狭山市行財政改革指針と密接に連携します。

また、本計画はスマート自治体への転換を推進する計画であるとともに、官民データ活用推進基本法第9条3項に基づき、本市における官民データ活用推進計画としても位置付けます。

なお、本計画に掲げられた施策を計画的かつ効率的に実現するため、本計画に基づく具体的な事業を示す実施計画を別途定めた上で、さらに1年ごとに見直しを行い、常に時代に即した形での進行管理を進めていきます。



1. 3 計画の期間

計画の期間については、第4次狭山市総合計画との整合性を図るため、令和3年度から後期基本計画の終期である令和7年度までの5年間とします。

また、社会情勢や国・県の最新動向を踏まえ、適宜計画の見直しを行うものとします。

